

○「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号）」の一部改正に係る新旧表

（傍線の部分は改正部分）

新				旧			
制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号	制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号
改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号	改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号
改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号	改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号
改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号	改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号
改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号	改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号
改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号	改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号
改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号	改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号
改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号	改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号
改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号	改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号
改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号	改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号
改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号	改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号
改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号	改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号
改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号	改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号
改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号	改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号
改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第60号	改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第60号
改正	平成29年	3月16日	中国運輸局公示第93号				
公 示				公 示			
一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の 審査基準について				一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の 審査基準について			
一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。				一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。			
平成14年1月31日				平成14年1月31日			
中国運輸局長 中村 達朗				中国運輸局長 中村 達朗			
記				記			
1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） （1）～（8）（略） <u>（9）安全投資計画</u>				1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） （1）～（8）（略）			
<u>① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画 となっていること。安全投資計画には次の（イ）～（ヌ）のそれぞれについて記載するものとする。</u>				新設			
<u>（イ）更新までの期間における事業の展望</u>							
<u>（ロ）更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要</u>							
<u>（ハ）運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数</u>							

(ニ) 車両取得予定台数及び保有車両台数
 (ホ) 車両の点検及び整備に関する計画
 (ヘ) ドライブレコーダーの導入計画
 (ト) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画
 (チ) 公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画
 (リ) 認定事業者による運輸安全マネジメント評価計画
 (ヌ) その他安全の確保に対する投資計画
 ② 安全投資計画は許可を受けようとする日を含む事業年度開始の日から、当該許可の有効期間満了の日までの事業年度ごとの計画とする。
 (10) 事業収支見積書
 ① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ヘ)のそれぞれについて記載するものとする。
 (イ) 営業収益
 (ロ) (9) ① (ハ)～(ヌ)に係る費用
 (ハ) 適正化機関に納入する負担金の額
 (二) 営業外収益
 (ホ) 営業外費用
 (ヘ) 他事業からの繰入
 ② (9) ① (ハ)～(ヌ)に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。
 ③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。
 ④ 許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過ではないこと。
 ⑤ 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有しているかどうかについて、専門的な知見を有する者から見て適切なものであること。
 (11) 資金計画
 ①、② (略)
 (12) 法令遵守
 ①～③ (略)
 (13) 損害賠償能力 (略)
 (14) 許可等に付す条件等
 ①～③ (略)
 ④ 許可に際しては、次回の許可更新期限を明記することとする。
 (15) 申請時期 (略)
 2. 事業許可の更新(法第8条)
 (1) 1. (1)～(14)((10)④、(11)及び(12)③を除く。)の定めるところに準じて審査する。ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、1. (12)①については確認しないものとする。
 (2) 1. (9)及び(10)に加え、次の(イ)及び(ロ)を提出するものとする。
 (イ) 安全投資実績
 (ロ) 事業収支実績報告書
 (3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし(イ)については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。
 (イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合
 (ロ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は

新設

(9) 資金計画
 ①、② (略)
 (10) 法令遵守
 ①～③ (略)
 (11) 損害賠償能力 (略)
 (12) 許可等に付す条件等
 ①～③ (略)
 ④新設
 (13) 申請時期 (略)

新設

使用制限（禁止）の処分を受けている場合

（ハ） 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（4） 申請手続

① 申請先は、主たる事務所が存する土地を管轄する運輸支局とする。

② 事業許可の更新の申請については、更新期限の4ヶ月～6ヶ月前から受け付けるものとする。

（5） 更新時期の通知

地方運輸局は更新の対象となる事業者に対してあらかじめ通知するものとする。

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

（1） 1.（1）～（15）（（12）並びに（14）②及び③を除く。）の定めるところに準じて審査する。この場合において、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

4. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

（1） 事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（15）の定めるところに準じて審査する。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

（3） 事業許可の更新期限については、以下のとおりとする。

① 譲渡人及び譲受人のいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲受人の更新期限とする。

② 譲渡人のみが一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲渡人の更新期限とする。

5. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

（1） 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（15）の定めるところに準じて審査する。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（11）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

（3） （略）

（4） 事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。

（5） 分割又は相続に係る事業許可の更新期限については、被承継人等の更新期限とする。

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） （略）

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）

（1）～（2） （略）

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

上記1.～5.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めるところにより審査する。

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

（1） 1.（1）～（9）、（11）～（13）（（12）②及び③を除く。）の定めるところに準じて審査する。この場合において、1.（9）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

（1） 事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（13）の定めるところに準じて審査する。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1.（9）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

新設

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

（1） 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1.（1）～（13）の定めるところに準じて審査する。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1.（9）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

（2） （略）

（3） （略）

新設

新設

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） （略）

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

（1）～（2） （略）

7. 許可又は認可に付した条件の変更等 （略）

上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査する。

9. 拳証等 (略)

附 則

1. ～3. (略)

附 則 (平成14年7月1日)
(略)

附 則 (平成15年3月28日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成16年7月9日)
(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ～3. (略)

附 則 (平成18年1月30日)
(略)

附 則 (平成18年9月29日)
(略)

附 則 (平成19年8月10日)
1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)
(略)

附 則 (平成21年9月30日)
(略)

附 則 (平成25年10月31日)
(略)

附 則 (平成26年1月27日)
(略)

附 則 (平成26年10月17日)
(略)

附 則 (平成28年11月8日)
(略)

附 則 (平成28年12月20日)
(略)

附 則 (平成29年3月16日)

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 平成29年4月1日から7月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとする。

安全投資計画及び事業収支見積書は、平成29年6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者は平成29年6月30日までに提出するものとする。

3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。

4. 2. (2) については、事業許可の初回更新時にも適用するものとする。

5. 2. (3) (ロ) 及び (ハ) については、平成29年3月31日までに認可を受けていたものに限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

6. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1. (9) 及び (10) は適用しないものとする。

8. 拳証等 (略)

附 則

1. ～3. (略)

附 則 (平成14年7月1日)
(略)

附 則 (平成15年3月28日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成16年7月9日)
(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ～3. (略)

附 則 (平成18年1月30日)
(略)

附 則 (平成18年9月29日)
(略)

附 則 (平成19年8月10日)
1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)
(略)

附 則 (平成21年9月30日)
(略)

附 則 (平成25年10月31日)
(略)

附 則 (平成26年1月27日)
(略)

附 則 (平成26年10月17日)
(略)

附 則 (平成28年11月8日)
(略)

附 則 (平成28年12月20日)
(略)